

(平成26年6月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑥の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月23日は15万円、同年12月3日は13万円、16年7月26日は11万円、同年12月7日は17万3,000円、18年7月31日は17万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成18年7月31日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から⑥までの記録が無いので、全ての申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑥について、金融機関から提出された申立人に係る普通預金元帳の写し及びB市から提出された申立人に係る平成18年分の税務関係資料回答に記載されている社会保険料の控除額から判断すると、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳の写しに記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び上記税務関係資料回答に記載されている社会保険料の控除額から、17万6,000円とすることが

妥当である。

申立期間①から④までについて、金融機関から提出された申立人に係る普通預金元帳の写しにより、申立人は、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じ正社員であった複数の同僚から提出された平成15年及び16年に係る賞与支給明細書により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳の写しに記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月23日は15万円、同年12月3日は13万円、16年7月26日は11万円、同年12月7日は17万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成20年11月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21年9月*日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役5人及び破産管財人の計6人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間⑤について、複数の同僚は、A社では、申立期間当時、給与及び賞与は同社本社から銀行振込により支給されており、現金で支給されることは無かったと供述しているところ、上記普通預金元帳の写しによると、同社から申立人に月々の給与及び上記賞与が振り込まれていたことは確認できるものの、当該期間において、賞与が振り込まれていた形跡は無い。

また、当該事業所本社で給与事務を担当していたとする者は、「平成15年度から18年度当時、正社員は賞与が支給されていたが、業績に応じて支給されない場合もあったと思う。」と述べている上、同僚の一人は、「平成17年7月は、業績不振のため賞与は支給されなかった。」と述べている。

さらに、上述のとおり、当時の代表取締役及び破産管財人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「申立期間における賞与の支払に係る資料を

保管しておらず、詳細は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 23 日は 38 万 5,000 円、同年 12 月 3 日は 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 3 日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①及び②の記録が無いので、両申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間①及び②において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人と同じ正社員であった複数の同僚から提出された平成 15 年に係る賞与支給明細書により、これら同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写しに記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 23 日は 38 万 5,000 円、同年 12 月 3 日は 25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、当該事業所は、平成 20 年 11 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、21 年 9 月＊日に破産手続を終結していることから、当時の代表取締役 5 人及び破産管財人の計 6 人に照会したが、回答を得られた者は、いずれも「両申立期間における賞与の支払に係る資料を保管しておらず、詳細は不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

B社（厚生年金保険の適用事業所名はA社本店）に採用され、同社の子会社であるC社D工場で勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

途中で退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、C社D工場に継続して勤務していたことが認められる。また、A社本店及びC社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様、昭和46年8月1日にA社本店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日にC社D工場において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できた33人のうち、生存及び所在が確認できた21人に照会したところ、回答を得られた16人は、「B社に採用され、C社D工場には、申立期間以前から継続して勤務していた。給与はB社から支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、上記同僚16人のうち2人から提出された給与明細書によると、昭和46年8月の厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 6 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 6 年 3 月まで
私が、A社を退社した後の昭和 60 年 4 月頃に、元妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。
申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月頃に、申立人の元妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立期間に申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の元妻から、申立期間の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況について聴取できず、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立人の元妻は、申立期間の保険料が未納であることから、申立人の保険料のみが納付されたとは考え難い。

さらに、申立期間は 108 か月と長期間である上、申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

私は、昭和47年4月から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。その後、49年11月頃に町役場の国民年金担当者から、36年4月まで遡って国民年金に加入して保険料を納付できると聞き、36年4月からの約10年分の保険料をまとめて納付した。

保険料納付を確認できる領収書等はないが、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「任意加入する前の国民年金保険料を特例納付できると聞き、自宅でA町役場の国民年金担当者に保険料をまとめて納付した。」としているが、A町では、「当時、現年度の保険料のみを徴収しており、町には特例納付の保険料を徴収する権限は無く、当該保険料の徴収は行っていなかった。」としている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付の実施期間であったが、特例納付は国民年金の強制加入被保険者期間を対象としており、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月及び同年5月を除く期間は、国民年金の任意加入対象期間であることから、当該2か月を除き、申立期間の大部分の期間は特例納付の対象外であり、その制度上、申立人は申立期間の保険料を特例納付できなかったものと認められる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を一括納付したと主張する納付額についても、申立期間の保険料を特例納付する場合の額と大きく相違しており、申立期間のうち、強制加入対象期間の2か月のみを納付する場合の額とも大きく相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

私は、昭和48年頃、A市役所の職員から国民年金の免除期間の保険料を追納できることを聞き、36年4月から48年3月までの保険料を追納した。年金記録を確認すると、申立期間の保険料は還付されていることになっているが、私は保険料を還付された記憶は無く、当時の領収書も提出するので、申立期間について、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の納付書・領収証書により、申立人は昭和49年1月31日に申立期間を含む36年4月から48年3月までの国民年金保険料を追納したことが確認できるものの、特殊台帳（マイクロフィルム）には、申立期間の保険料について、「36.4～38.12、3,300円納付、還付決定49.1.31、時効消滅」と記載されており、時効により過誤納と判明した申立期間の保険料が49年1月31日付けで還付決定されたものと認められる。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者台帳には、昭和49年2月25日付けで時効分3,300円が還付請求済みであることが記載されており、申立期間の保険料は、昭和49年2月25日に還付請求されたものと推認でき、特殊台帳（マイクロフィルム）及び同市の国民年金被保険者台帳に記載されている保険料還付に係る一連の事務処理に不自然さはいわがえない。

さらに、申立人が還付された記憶が無いというほかに還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

昭和50年6月にA町に転居し、B電器に勤めてから国民年金に加入した。国民年金保険料については、役場から届いた納付書で、51年4月から納付していたと思う。しかし、申立期間が国民年金保険料の未納期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年6月にA町に転居してから間もなく、同町で国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は53年11月30日に払い出されたことが確認でき、申立人の国民年金加入手続は同年11月頃に行われたものと認められる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時点において、申立期間のうち昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であり、加入当時は、国民年金の第3回特例納付の実施期間（53年7月から55年6月）であったことから、51年4月から同年9月までの保険料は特例納付が可能であったが、特例納付していれば作成される申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）が存在せず、申立人は申立期間の保険料について、A町から交付された納付書により納付し、社会保険事務所（当時）から納付書を交付されたことは無いとしていることから、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外に、別の国民年金記号番号が記載された年金手帳を交付されたことは無いとしている上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の検索においても、申立人に別の同記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができ

なかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで

昭和 40 年 3 月 18 日から 41 年 11 月 15 日までの期間、A 社に継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

昭和 40 年 7 月に事務員から託児所での保育業務に変わったが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、当該事業所が運営していた託児所において保育業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時の資料は保存されておらず、申立人の申立期間における雇用形態、厚生年金保険の加入状況及び同保険料控除の状況は不明である。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人が申立期間当時、当該事業所が運営していた託児所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた 3 人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも昭和 41 年 3 月 1 日であり、これは、申立人が当該事業所において同保険の被保険者資格を再取得した日と同日であることが確認できる上、そのうち一人は、「私は、申立人が託児所で勤務を始めた頃から一緒に仕事をしたが、当初は、アルバイトで同所の運営が軌道に乗った頃から社員になった。厚生年金保険の加入記録は、その頃からのものと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間及びその前後において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 10 人に照会し、7 人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除を確認できる供述は得られなかった。

加えて、申立人の被保険者原票によると、申立人は、昭和 40 年 7 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後 41 年 3 月 1 日に同被保険者資格を再度取得していることが確認できるところ、当該資格喪失日の記録は、雇用保険の被保険者資格喪失日の記録とほぼ合致している上、同原票の備考欄には、「40.7.6 返納」と記載されており、上記被保険者資格の喪失直後に健康保険証が返納されたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。